

審 査 基 準

令和4年4月28日作成

法 令 名：茨城県金属くず取扱業に関する条例
根 拠 条 項：第21条第1項
処 分 の 概 要：金属くず行商届出済証の交付
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 茨城県金属くず取扱業に関する条例第19条（金属くず行商の届出） 茨城県金属くず取扱業に関する条例第21条第1項（金属くず行商届出済証の交付）
審 査 基 準： 金属くず行商になろうとする者の届出を受理した場合に交付する。
標 準 処 理 期 間：7日（行政庁の休日は含まない）
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：